

## 久喜市AED使用協力事業所認定事業実施要綱

### (目的)

第1条 この告示は、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を設置し、市民等のAEDの使用に協力する事業所をAED使用協力事業所（以下「協力事業所」という。）として認定し、これを公表又は協力事業所である旨を当該事業所に表示することによりAEDの使用機会の拡大を図り、もって市内の救命体制の向上に寄与することを目的とする。

### (協力事業所の認定対象者)

第2条 協力事業所の認定対象者は、市内においてAEDを常時設置している事業所及び施設（以下「事業所等」という。）の代表者とする。

### (協力事業所の認定要件)

第3条 協力事業所の認定要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業所等の営業時間（施設の開所時間を含む。）中に、事業所等の周辺でAEDによる救命処置が必要な傷病者の付近にいる者から要請があった場合に、速やかにAEDを無償で貸し出すことができること。
- (2) 事業所等においてAEDを適正に管理し、自らの責任においてAEDを整備できること。
- (3) 市ホームページ等で、協力事業所である旨を公表することに同意すること。

### (協力事業所の認定申請)

第4条 協力事業所の認定を受けようとする者は、AED使用協力事業所認定申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

### (協力事業所の認定等)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、第3条に規定する認定要件を満たしていると認めるときは、当該申請者にAED使用協力事業所認定証（様式第2号。以下「認定証」という。）及びAED使用協力

事業所認定標章（様式第3号。以下「標章」という。）を交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により協力事業所を認定したときは、AED使用協力事業所登録簿（様式第4号）に必要事項を記載するものとする。

（標章の掲示）

第6条 前条第1項の規定により標章の交付を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、標章を協力事業所の出入口付近等、市民等が容易に視認できる場所に掲示するものとする。

- 2 認定事業者は、標章を汚損、破損又は紛失したときは、AED使用協力事業所認定標章再交付申請書（様式第5号）により市長に再交付の申請をするものとする。

（協力事業所等の公表）

第7条 市長は、協力事業所及び認定事業者の名称その他必要な事項を市ホームページ等において公表するものとする。

（認定内容の変更の届出）

第8条 認定事業者は、第4条の規定により協力事業所の認定を申請した内容に変更があったときは、AED使用協力事業所認定事項変更届出書（様式第6号）によりその内容を市長に届け出なければならない。

（協力事業所の認定の取消し）

第9条 認定事業者は、協力事業所の認定の取消しを希望するときは、AED使用協力事業所認定取消申請書（様式第7号）により市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の申請を受けたとき又は認定事業者若しくは協力事業所が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、協力事業所の認定を取り消すものとする。

- (1) 第3条に規定する協力事業所の認定要件に該当しなくなったとき。
- (2) 重大な法令違反があることが判明したとき。
- (3) 虚偽又は不正の事実に基づいて協力事業所の認定を受けたとき。

(4) その他市長が認定の取消しをすることが適当と認めたとき。

3 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、当該認定事業者に対し、理由を付してその旨をAED使用協力事業所認定取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

4 前項の取消通知書を受けた認定事業者は、速やかに市長に認定証及び標章を返還しなければならない。

(実績報告等)

第10条 認定事業者は、協力事業所に設置するAEDが、この告示の趣旨に則り使用されたときは、AED使用協力実績報告書（様式第9号）により市長に報告を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による実績報告を受けたときは、消防機関に報告内容の確認を行い、AEDがこの告示の趣旨に則り使用されたと認めたときは、認定事業者に対し、当該使用されたAEDの電極パッドを補充するものとする。

(標章の譲渡又は貸与の禁止)

第11条 認定事業者は、認定証又は標章を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、久喜市AED使用協力事業所の認定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

AED使用協力事業所認定申請書

年 月 日

久喜市長

あて

住 所  
名 称  
代表者氏名  
連 絡 先

AED使用協力事業所の認定を受けたいので、久喜市AED使用協力事業所認定事業実施要綱第4条の規定により下記のとおり申請します。

記

事業所名			
所在地	久喜市		
代表者氏名			
担当者氏名		連絡先	( ) -
設置AED	メーカー		台数
	機種		台
AED設置場所			
使用可能日			
使用可能時間			
備 考			

【市確認欄】

受 付	登録番号
-----	------

（登録番号）

A E D 使 用 協 力 事 業 所

認 定 証

様

以下のとおり、久喜市AED使用協力事業所として認定します。

1 所 在 地

2 事業所等名

3 認 定 日                      年              月              日

年              月              日

久喜市長

印

AED使用協力事業所認定標章

# AED使用協力事業所

＼使おう！



この施設のAEDは緊急時には誰でも使用できます  
※施設の営業時間中に限ります



久喜市

様式第 4 号 (第 5 条関係)

A E D 使用協力事業所登録簿

登録番号	事業所名	所在地	電話	機種	台数	認定日	備考
		久喜市	—			. .	
		久喜市	—			. .	
		久喜市	—			. .	
		久喜市	—			. .	
		久喜市	—			. .	
		久喜市	—			. .	
		久喜市	—			. .	
		久喜市	—			. .	
		久喜市	—			. .	
		久喜市	—			. .	

No. \_\_\_\_\_

様式第5号（第6条関係）

AED使用協力事業所認定標章再交付申請書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所  
名 称  
代表者氏名  
連 絡 先

年 月 日に交付を受けたAED使用協力事業所認定標章について、再交付を受けたいので、久喜市AED使用協力事業所認定事業実施要綱第6条第2項の規定により下記のとおり申請します。

記

事業所名	
所在地	久喜市
標章の状況	汚 損 ・ 破 損 ・ 紛 失
汚損、破損又は紛失の理由	

※本申請書には、汚損又は破損した標章を添付すること

【市確認欄】

標章の添付	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（理由 ）
-------	---



様式第6号（第8条関係）

AED使用協力事業所認定事項変更届出書

年 月 日

久喜市長

あて

住 所  
名 称  
代表者氏名  
連 絡 先

年 月 日に認定された登録番号第 号のAED使用協力事業所について、認定事項に変更が生じたので、久喜市AED使用協力事業所認定事業実施要綱第8条の規定により下記のとおり届け出します。

記

変更事項	変更内容	
	変更前	
	変更後	

様式第7号（第9条関係）

AED使用協力事業所認定取消申請書

年 月 日

久喜市長

あて

住 所  
名 称  
代表者氏名  
連 絡 先

年 月 日に認定された登録番号第 号のAED使用協力事業所について、認定の取消しを受けたいので、久喜市AED使用協力事業所認定事業実施要綱第9条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

事業所名	
所在地	久喜市
登録番号	
申請理由	
備 考	

様式第8号（第9条関係）

AED使用協力事業所認定取消通知書

久 第 号  
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付で認定した登録番号第 号のAED使用協力事業所について、認定を取り消したので久喜市AED使用協力事業所認定事業実施要綱第9条第3項の規定により下記のとおり通知します。

記

事業所名	
所在地	久喜市
登録番号	
取消理由	
備考	

様式第9号（第10条関係）

AED使用協力実績報告書

年 月 日

久喜市長

あて

住 所  
名 称  
代表者氏名  
連 絡 先

登録されている協力事業所のAEDが、久喜市AED使用協力事業所認定事業実施要綱に基づいて使用されたので、その状況等について同要綱第10条第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

事業所名	
登録番号	
使用日時	年 月 日 時 分頃
使用場所	
使用状況	
使用消耗品の有無	電極パッド（小児・成人・両用）
備 考	

【市確認欄】

使用消耗品の交付	交付日 年 月 日
----------	-----------